

## 社会福祉法人ないえ福祉会役員及び評議員の報酬等に関する規程

### （目的）

第1条 この規定は、社会福祉法人ないえ福祉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬及び費用弁償について必要な事項を定める。

### （定義）

第2条 この規定で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

### （理事会及び定時評議員会への出席報酬）

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が定時評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償を支給する

2. 交通費の費用が、費用弁償額の額を超える場合には、その実費とする。

### （理事及び評議員の報酬）

第4条 理事長が、法人業務及び法人が実施する事業運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償を支給する。

2. 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償を支払う。
3. 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償を支給する。
4. 交通費の費用が、費用弁償額の額を超える場合には、その実費とする。

### （監事の報酬）

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償を支給する。

2. 交通費の費用が、費用弁償額の額を超える場合には、その実費とする。

### （出張旅費）

第6条 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人ないえ福祉会出張旅費規程により支給する。

(適用除外)

第7条 他の団体の職員または本会事業所等の職員を兼任する役員及び評議員で、理事会の承認を得たものについては、この規程は適用しない。

(改定)

第8条 この規程を改定する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

(その他)

第9条 状況又は事情により支給の必要があると法人が認めた場合は理事長の決裁を得て実施することができる。

附 則

この規程は平成25年4月1日より施行

この規程は平成25年5月23日より施行し、平成25年6月1日より適用する

この規程は平成27年3月26日より施行し、平成27年4月1日より適用する

この規程は平成29年3月28日より施行し、平成29年4月1日より適用する

別表1（第3条関係）

名 称	報 酬	費用弁償費
理事長理事会出席報酬等	6,000円	1,500円
理事・監事理事会出席報酬等	5,000円	1,500円
定期評議員会出席報酬等	10,000円	1,500円

別表2（第4条及び第5条関係）

名 称	報 酬	費用弁償費
理事長業務報酬等	6,000円	1,500円
理事及び評議員業務報酬等	5,000円	1,500円
監事監査指導報酬等	5,000円	1,500円